

議案第15号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

関西広域連合規約の一部を改正する規約（案）

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務

(2) 略

(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア～キ 略

ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの

(4)～(9) 略

2・3 略

別表（第20条関係）

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務

(2) 略

(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア～キ 略

(4)～(9) 略

2・3 略

別表（第20条関係）

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
略		
事業費	略	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
略		

備考 略

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
略		
事業費	略	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化の振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
略		

備考 略

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。